

IV 家庭、地域社会における人権教育

家庭、地域社会における人権教育のねらいを定め、具体的に実施する。

家庭、地域社会における人権教育のねらい

県民一人一人が人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、人権を尊重し合う共生社会の実現に努める。

1 生涯学習の視点に立った人権教育の実施

(1) 継続的な人権教育の実施

人権教育は、幼児から高齢者に至る幅広い年齢層を対象とし、自己の実現や活力ある地域社会づくりのため、継続的に行う。

(2) 学習機会の提供・充実

これまで取り組んできた学習方法を見直し、単に人権問題を知識として学ぶだけでなく、日常生活において人権への配慮がその態度や行動につながるような人権感覚を育成できる学習機会を提供し、充実させる。

- 住民のライフスタイルを考慮し、学習者が積極的に参加できる機会の充実を図る。
- 自治会をはじめ住民の自主的な活動やPTA等の活動と連携を図る。
- 身近な人権課題や年齢層に合わせた人権課題、学習が必要とされる人権課題等を取り上げて、幅広い年齢層に対応できるように工夫する。
- 「人権感覚育成プログラム」を活用できる指導者の育成を図り、「人権感覚育成プログラム」を活用した学習の充実を図る。
- 「人権感覚育成プログラム」を活用し、豊かな人権感覚を培い、自他の人権を尊重し合うことができるようにする。

(3) 学習教材の開発・提供

これまでの学習教材の見直しを図り、様々な人権問題を理解し、人権課題解決のために行動ができるような教材の開発・提供を行う。

- 学習が単に知識の習得にとどまらず、人権への配慮がその態度や行動につながるような人権感覚が身に付くような内容とするため、「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習を実施する。
- 様々な人権問題を共感的に理解し、自分自身の課題として捉えられる学習教材を開発・提供し、人権感覚を育成する。

2 人権教育の基盤を作るための家庭教育の充実

(1) 家庭教育の重要性の認識

家庭教育の充実を図り、人権教育の基盤を作る。

- 家庭は、子供の成長にとって、その基礎的な資質や能力を培い、人格を形成する上で重要な場であり、豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断等の基礎を育む場でもあることの認識を持てるようにする。

(2) 学習機会の提供・充実

豊かな人権感覚が身に付くように、家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を図る。

- 家庭が果たす役割についての情報を提供したり、子育て等についての学習機会を提供したりする。
- 多様な地域活動を展開することにより、親子の触れ合いや子育ての問題等、身近な問題について情報交換が行える地域コミュニティ作りを支援・充実させる。

(3) 幼児期の教育・小学校教育相互の連携

家庭の中で育てられた思いやりの心や生命を尊重する心等を更に育むために、幼稚園、保育所、小学校が連携を深める。

3 人権教育を推進するための指導者の養成

(1) 様々な人権課題に対応できる指導者の養成

人権一般の普遍的な視点からの取組、具体的な人権課題に即した個別的な視点からの取組を推進するために、個別の人権課題について幅広い識見を持つ指導者を養成する。また、学習者の価値観やニーズの多様化に合わせ、具体的な内容を系統的に組み立て、効果的な学習を実践できる指導者を養成する。

(2) 地域社会において先頭に立って実施していく指導者の養成

人権問題を直感的に捉える感性や日常生活において、人権への配慮がその態度や行動につながるような人権感覚を身に付け、地域社会において人権課題の解決に向け先頭に立って人権教育を実施することのできる指導者を養成する。

(3) 人権教育推進のための人材バンクの整備・充実

養成した指導者を人権教育推進の人材バンクとして登録・整理する。その際、登録した指導者を生かすことができる場の設定や確保を行う。

4 学習機会の充実

(1) 地域の実態に応じた学習の実施

地域の実態に応じ、個別の人権課題に対応した講師を招いた研修会を実施する。また、豊かな人権感覚が身に付けられるような「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習の実施や身近な人権問題についての意見交換をする等、創意工夫した

学習を実施する。

(2) ボランティア活動、福祉活動の充実

子供の社会性や思いやりの心、豊かな人間性を育むため、ボランティア活動、社会奉仕体験活動・自然体験活動等をはじめとする多様な体験活動を充実させる。また、そのための環境整備を図る。

(3) 参加体験型学習の実施

学習を通して、人権への配慮がその態度や行動につながるような人権感覚を身に付ける。

- 学習者自身がお互いの気付きや考えを共有しながら学習活動に参加することのできる参加体験型学習を実施する。
- 今までの講義形式の学習に加え、ディベート、ロールプレイ、フィールドワーク等の学習を効果的に組み合わせて実施する。

5 地域に根ざした人権教育の実施

(1) 学校等、家庭、地域社会相互の連携

学校等、家庭、地域社会相互の連携は、今後一層求められることから、一人一人が大切にされる地域コミュニティ作りに向け、学校等、家庭、地域社会それぞれが持つ役割を担いつつ、お互いに連携・協働した取組を進める。

(2) 開かれた学校等を目指した支援

地域には、年齢・性別・国籍等、様々な違いを持った人々が暮らしており、趣味や特技、専門的な知識や技能もそれぞれ異なっている。こうした地域が持っている人的資源を生かしながら、人権課題の解決を図る。

また、学校等は地域社会の教育文化施設として大きな役割を果たしてきたことから、学校等の持つ人的・物的な資源を生かしながら、課題の解決に向け、学校等と地域が相互に連携する体制を整備する。

(3) 企業やNPO等との連携

企業やNPO等では、人権教育や啓発、更に人権擁護の分野において、幅広い取組が行われている。これらの豊富な知識や経験を学校等での学習内容に取り入れることが必要である。人権教育をより一層効果的に推進していくためには、既存組織との連携強化のみならず、企業やNPO等と積極的に連携する。